

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 教育総務課

不利益処分の内容	栃木市奨学生の貸付の停止、取消し
根拠法令等及び条項	栃木市奨学金貸付条例第8条
	根拠条項 栃木市奨学金貸付条例第8条
	参考事項
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市奨学金貸付条例抜粋 (奨学金の貸付けの停止等)</p> <p>第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、奨学金の貸付けを停止し、又はその貸付けの決定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 病気その他の理由により、卒業の見込みがなくなったとき。</li> <li>(2) 学業成績又は素行が著しく不良になったとき。</li> <li>(3) 奨学金の貸付けが不必要となったとき。</li> <li>(4) 休学又は転学の理由が適当でないとき。</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例に違反し、又は教育委員会が奨学生として適当でないと認めたとき。</li> </ol>